

よくある質問 Q&A

Q 工場、事業場から発生する悪臭について規制はありますか。

A 指定地域内では、工場その他の事業場は、その業種や規模、経営主体の如何等を問わず、全て規制の対象となります。規制指標としては、アンモニア等の特定悪臭物質の濃度による規制基準値を設定しています。一般住宅や自動車は規制の対象にはなっていませんが、不快なおいを出さないよう気をつけてください。

Q 工場を新設する予定ですが、悪臭に関する届出が必要ですか。

A 悪臭防止法に係る届出は必要ありません。規制基準の遵守と共に排気口等の臭気発生施設の位置等に配慮することにより、不快なおいを発生しないように計画してください。

Q 最近、隣の塗装工場のおいが気になります。どうすればいいですか。

A においの発生している時間、頻度、方向、においの種類等を環境保全課にご連絡下さい。担当者が調査し、工場を指導します。また、気になるにおいが発生している時に、その塗装工場に連絡してみてください。工場側としては、原因等が発見しやすくなり効果的な対策に役立つこととなります。

Q 野外焼却は禁止されたと聞きましたが、農家の方が野焼きをしています。違反ではないのですか。

A 野外での焼却行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されており罰則もありますが、やむを得ないものとして「農作業に伴う稲わら、もみ殻、果樹の剪定枝葉等を焼却すること」は認められています。しかし、住宅地での焼却は迷惑となることが多いので、近隣への配慮をお願いしています。

Q 隣家の方が庭で焼却するので、洗濯物ににおいが付いて困ります。どうすればいいですか。

A 「住宅における落ち葉焚き等の軽微な焼却」は、やむを得ないものとして野外焼却の禁止行為から除外されています。しかし、住宅地での焼却は迷惑となることが多いので、家庭から出るごみは、燃やさず分別し収集日に出すようお願いしています。また、焼却が日常の場合は、近隣に困っている人がいることを知らずに焼却している場合が多いようです。困っている状況を隣人、地域において話し合うことによりみなさんのまちのルールを作っていくことも大切です。